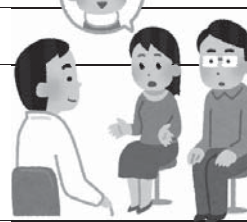


不育症、不妊症と診断された夫婦への医療費を助成しています

不育症治療費助成について

助成内容	不育症の検査および治療費(医療保険適用と適用外の両方)	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻が確認できる法律上の夫婦で、指定医療機関で不育症と診断された方 ・不育症の治療を受けた妻の年齢(治療開始時点の年齢)が43歳未満の夫婦 ・治療および申請日に、夫または妻のいずれかまたは両方が、市内に住所がある方 	
補助金額	1年度あたり上限 10万円(本人負担額の1/2以内)	
支給要件	夫および妻の前年の所得額(1月から5月までの間に申請をする場合は、前々年の所得)の合計が730万円未満	
補助期間	2年間(県内の市町村で同制度の助成を受けていた場合にはその期間も含みます。)	

一般不妊治療費助成について

助成内容	一般不妊の検査および治療費(医療保険適用と適用外の両方)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻が確認できる法律上の夫婦で、産科・婦人科・泌尿器科・皮膚泌尿器科を標榜する医療機関で不妊症と診断された方 ・不妊症の治療を受けた妻の年齢(治療開始時点の年齢)が43歳未満の夫婦 ・治療および申請日に、夫または妻のいずれかまたは両方が、市内に住所がある方
補助金額	1年度あたり上限 10万円(本人負担額の1/2以内)
支給要件	夫および妻の前年の所得額(1月から5月までの間に申請をする場合は、前々年の所得)の合計が730万円未満
補助期間	2年間(県内の市町村で同制度の助成を受けていた場合にはその期間も含みます。)

※上記の助成を受けた後に出産し、さらに次の出産を希望される方は、再び助成対象となります。

※特定不妊治療費助成(体外受精、顕微授精)は、津島保健所☎(26)4137へお問い合わせください。

【所得額について】

所得額=所得合計額(年間収入金額-必要経費)-80,000円(社会保険料等相当額)-諸控除額

【申請の受付】

令和2年3月診療分から令和3年2月診療分までを、3月15日(月)までに申請してください。

☎ 健康推進課 ☎(28)5833

・・感染症予防は手洗いから・・・・・

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのばすようにこすります。



5 親指と手のひらをねじり洗います。



6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルやペーパータオルで
よく拭き取って乾かします。

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索

